

三崎小学校 大地震対策マニュアル

事前の備え

防災教育

- 防災教育は防災担当主任をリーダーとする。
- 毎年各学級で防災マップの確認を行なう。
- 最新の情報をもとに避難場所、避難経路、通学路の危険箇所などを班ごとにまとめる。
- 児童会を中心に、全員が災害時のボランティア活動できるよう、地域の防災ジュニアリーダーとして育成する。

安全点検

- 安全点検時に廊下、体育館、技術棟の落下の危険のある備品を点検する。
- 防災グッズ置き場所を校舎配置図や避難経路図に示し使用できるか点検する。
- 避難場所として体育館の利用について、地区防災会議・PTAの協力を仰ぎながら、点検・補充・充実を図る。

保護者への周知

- 「三崎小学校大地震対策マニュアル（保護者版）」を毎年、配布する。
- 防災講演会を毎年開催し、こういった災害を注意すべきか喚起し、地域・PTAと協議し、全地域に学校通信で周知徹底する。

地域との連携

- 「三崎小学校大地震対策マニュアル」を三崎区内防災会議委員に毎年配布する。
- 地域避難所としての備蓄庫内の備品等の内容について、地区防災会・教育委員会に具申する。
- 学校長、またはそれに代わる学校代表者は地域防災会議と定期的に連絡を取り合い、防災に係る活動全般を学習する。
- 児童会執行部は、「開かれた学校づくり推進委員会」に出席し、児童と地域の方との合同避難訓練の在り方について情報交換を行なう。

地震発生

在 校 中

※登下校中（校外）・勤務時間外

◆ 長い大きな揺れ 安全確保

教師の指示；頭をかばい身の安全を守る（机の下やヘルメットの着用等）

揺れがおさまれば 負傷等確認・避難指示

※各自で危険箇所を避け高台へ避難

指揮系統（P. 10） 校長が各班に指示

※事前に避難場所の確認をする。

（避難経路図）（P. 6）

保護班 授業者がクラスごとに天満宮裏へ誘導（放課後は職員室職員が誘導）

（全体への誘導指示：教頭・避難所での点呼指示：増山）授業以外の場合（P. 10）

救護 負傷者の介護、応急手当、救出は2人1組で【救急箱搬出】（養諭）

点検 校内点検*危険回避後【トランシーバー①校長 ②教頭】

大津波警報・土砂災害等警報

安全確認

避難場所（天満宮裏）誘導：教頭

市教委へ安否情報、学校及び校区の被害状況を報告（校長）

記録開始（携帯電話で撮影・メモ）（教頭）

災害伝言ダイヤルに情報を登録（教頭）（P. 8）

市教委に避難状況を報告（校長）

※職員安否確認（学級主任⇒管理職）

児童の安否確認は担任が行なう

※在宅児童の安否確認（当日は電話、翌日は訪問）

引渡し 土砂災害等の安全が確認されたのち引き渡し。（P. 9）

警報解除

※解除と同時に全職員が参集

保護者連絡班（各担任） 引き渡し場所・時間を連絡

災害発生時保護者児童対応カードに署名後、児童を引き渡す

連絡のつかない児童への対応

学校施設の被害状況確認（管理職） 市教委に報告（校長）

校区内の被害状況確認 校長 ⇒ 市教委に報告

避難所運営への協力態勢を検討

職員参集体制

配置体制	配置基準	参集体制
第1 配備 警戒体制	高知県に津波注意報が発表	校区において土砂災害等が想定される場合においては、校長、教頭、の2名が参集
第2 配備 嚴重警戒体制 必要に応じ 学校対策本部 を設置	震度4の地震が西部管内で発生	管理職、参集できた教職員が参集
	津波警報が発表	校区において土砂災害等が想定される場合においても、上記の教職員が参集
第3 配備 学校災害対策 本部設置 (避難所設置)	震度5弱の地震が発生	震度4に準じる。
	震度5強以上の地震が発生	原則として全ての教職員が参集 *参集が不可能な場合は、最寄りの県立または市町村立学校へ
	大津波警報発表	大津波警報発令時は、その時点に居る場所付近の最寄りの避難所へ

職員詳細

職名	氏名	住所	学校への参集集団と所要時間	学校以外の参集場所
校長	岡村相良	土佐清水市	自転車：1時間	清水小
教頭	吉本幸司	四万十市	自転車：3時間	幡多農業高
教諭	森 里恵	土佐清水市	自転車：20分	下川口小
〃	安岡恵美	土佐清水市	自転車：1時間	清水中
〃	増山賢太	四万十市	自転車：3時間	幡多農業高
〃	岡 佐保	土佐清水市	自転車：1時間30分	幡陽小
講師	依岡 遼	宿毛市	自転車：3時間	小筑紫小
養諭	末廣優乃	宿毛市	自転車：4時間	平田小
事務	中村盛二	土佐清水市	自転車：1時間	清水小

非常災害対策規定

三崎小学校

(災害・消防計画)

第1章 総則

第1条 (目的)

この規定は消防法第8条第1項に基づき土佐清水市立三崎小学校における火災その他災害発生時の人的、物的災害を最小限度に防止することを目的とする。

第2条 (計画の適用範囲)

この規定は本校の生徒並びに教職員、本校に出入りするすべての人に適用する。

第3条 (防火管理者の権限と任務)

防火管理者は校長とし、この規定についての一切の権限を有し、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更、変更の都度消防機関へ消防計画を提出する。
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施、及び消防機関への報告
- (3) 管理権原者への提案及び報告
- (4) その他、防火管理について必要な事項

第4条 非常災害(火災・地震・津波等)に対する本校の対策は、主として下記の4種とする。

- (1) 生徒の避難救護(ただし大地震の際には、全職員が生徒の避難誘導にあたる)
- (2) 重要書類の管理
- (3) 校舎の管理
- (4) 火災の初期消火

第5条 職員は「常に」下記のことについて万全を期し、災害の予防に日頃から留意しなければならない。

- (1) 職員は、消火設備の位置、電気設備、配線、発火性薬品、燃焼物の取扱い等について、十分承知しているだけでなく、その点検を怠らず、消火器の操作習熟しておくこと。
- (2) 炊事場、電熱器、プロパンガス、石油ストーブ等の管理点検・整備を十分にすること。
- (3) 生徒の防火思想の普及を図ると共に、年に1回以上の避難訓練を行い、万一の災害に備えて、常に臨機応変の適切な処置がとれるようにする。
- (4) 職員は一定場所以外では喫煙その他の火気を用いず、生徒には職員の監督指導以外は一切火を使用させない。
- (5) 災害について急報すべきところ(119番)及び連絡の方法について熟知しておく。
- (6) 生徒の避難誘導は、安全を第一とし、避難経路、方法等、あらかじめ研究すること。

第2章 職員の組織と任務

第6条 非常災害時の組織と任務は、次の通りとする。ただし、生徒のいるときは自分の管理する生徒を保護班まで誘導し、しかる後に所定の任務に就くものとする。避難場所は原則として校庭とし、土砂災害・大津波が予測される場合は天満宮裏山とする。

災害本部…全般の指導と外部との連絡

保護・救護班…児童の安全保護と避難誘導

運搬・消火班…非常持ち出しの搬出と管理

第7条 非常災害時における本部長は学校長、副本部長は教頭とする。また、各分担組織の班長及び班員の構成は、各年度のはじめに学校長が編成するものとする。

第3章 避難要項

第8条 避難指導に当たる職員は、冷静に行動し、災害の種類、出火場所を考慮し、その状況下における最も安全な避難経路を指示しなければならない。

第9条 避難信号があった場合、次の合図と注意を与え速やかに避難させる。

- ①「火事だ」「避難用意」「発火点は〇〇」「階段は〇〇」「避難場所は校庭だ」
- ② 出口に近いものから順に廊下に出させる
- ③ 歩調は早足、先の人を追い越さず、間隔を詰めて無言で行動する。
- ④ 足元に十分注意させる。前の人を転んだら右手を挙げて「ストップ」と大声で合図する。
- ⑤ 前の人を右手を挙げたら、進行を停止し、押さないで出させる。
- ⑥ 指導の教師は教室を確かめ、児童の最後尾について出る。
- ⑦ 校舎内では走らせず、出口を出たら走って**所定**の避難場所へ行く。
- ⑧ 学年ごとに整列させ、保護班の指揮下にはいる。

第10条 非常災害時における避難順序は通常の場合、別表の避難経路図の通りとする。

第11条 この規定は平成26年4月1日より適用する。

改訂 平成26年4月1日

災害時持ち場割り当て表

割り当て	災害発生時の担当者
保護・救護班	災害発生時の授業担当者
運搬・消火等班	管理職・在職員室職員

公簿・備品等搬出手順

1 金庫の公簿類

- (1) 在籍児童の指導要録、卒業証書授与台帳、学校沿革史、学事報告
- (2) 歯科検査表、健康診断書、成績一覧表、通知表

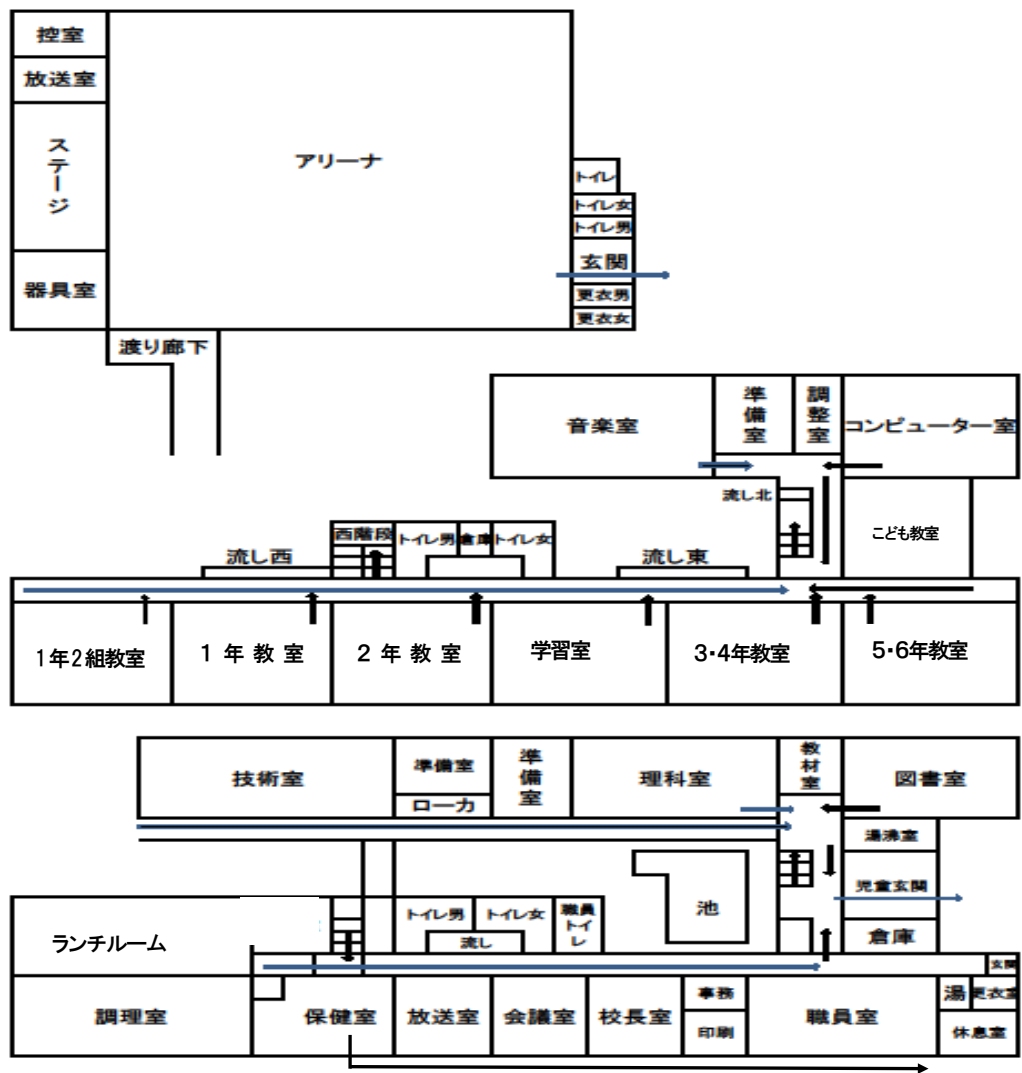
2 職員室・事務室の公簿

- (1) 職員出勤簿、児童出席簿、学校日誌、各自持参の指導要録補助簿
- (2) 教頭保管の発送文書、教務関係文書等
- (3) 事務書類一式、援助費関係簿、市の予算簿、備品台帳、P T A 予算簿

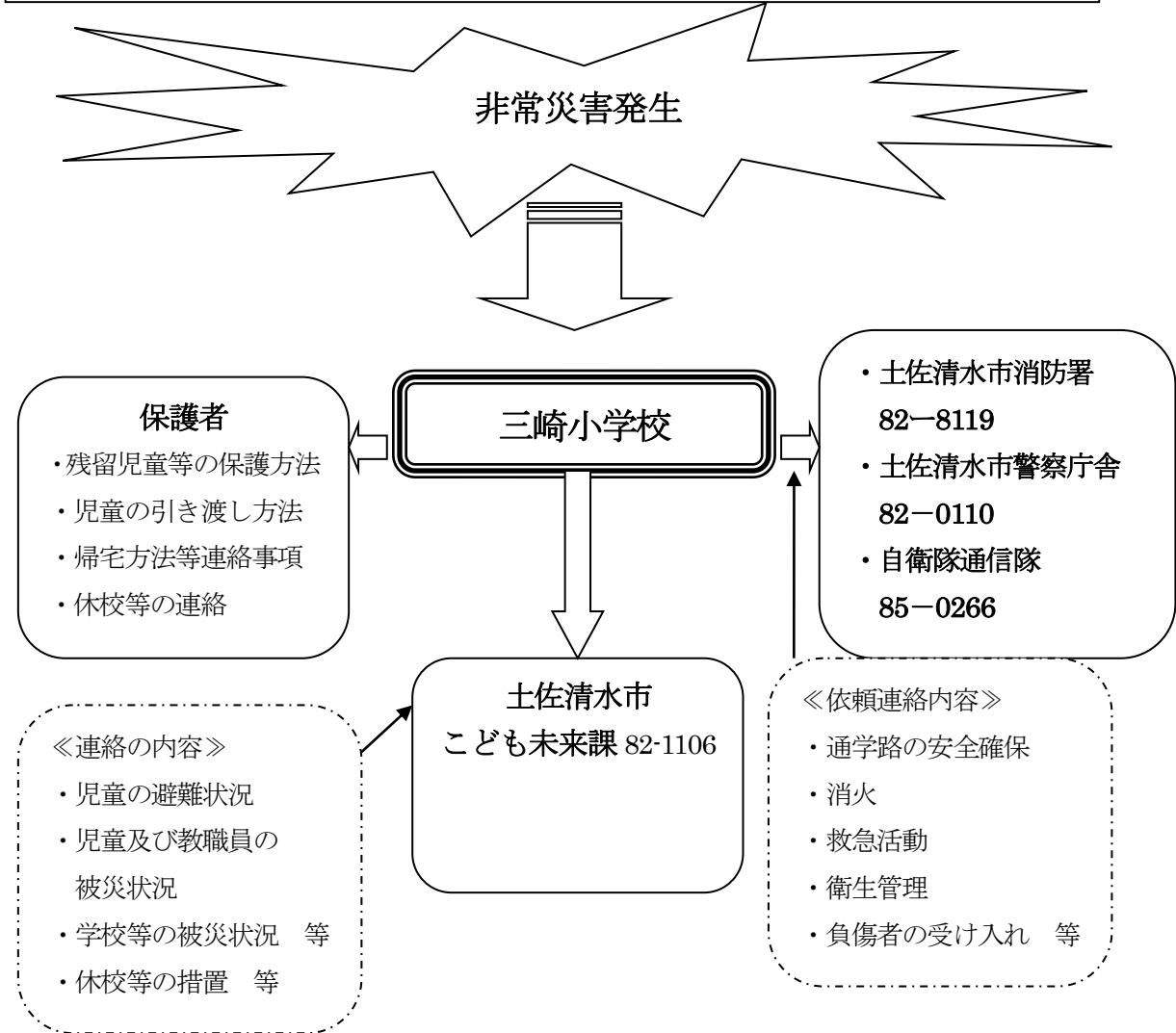
3 その他

校舎全体の配置図

- →は避難経路。校舎外へ出たら、天満宮裏へ避難する。
- 火災の場合は校庭南側、鉄棒付近へ避難する。



連絡体制と連絡先



連絡先	電話番号	FAX番号	備考 (メールアドレス等)
土佐清水市子ども未来課	82-1106		
市危機管理課	87-9077		
市防災拠点 (斧積)			
市消防署	82-0119		
市警察庁舎	82-0110		
県教育委員会学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	312301@ken.pref.kochi.lg.jp
高知県危機管理部南海トラフ地震対策課	地域支援 088-823-9317	088-823-9253	010201@ken.pref.kochi.lg.jp

大地震の際の連絡方法(NTT災害伝言ダイヤル「171」等)

大地震の際は、家族や学校への安否確認で多くの方々が電話を利用するため非常につながりにくくなる。そのため、児童が登校している場合の安否確認は以下の方法でおこなうよう知らせる。

震度6弱以上の地震の発生後、児童の安否を確認したいときは、NTTの

【災害伝言ダイヤル171】を利用する。

学校の電話(85-0351)は災害時優先ダイヤルに指定されている。

学校は児童の安否情報を録音する。(中村)

「171」をダイヤルすることによって確認することができる。

安否情報を学校に問い合わせる場合

171 — 2 — 0880 — 85 — 0351

土・日曜日や長期休業中など、家庭で被災した場合は、児童の安否情報を伝言ダイヤルに録音してください。

自宅からの場合

録音・再生時のダイヤル方法(録音時間:1伝言30秒以内)

録音するとき

171 — 1 — 〇〇〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇〇

市外局番から自宅の固定電話の番号を入力(10桁)

録音は携帯電話(11桁)の番号に登録することはできません

再生するとき

171 — 2 — 〇〇〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇〇

市外局番から自宅(学校)の番号を入力

引渡し判断

- 本校の場合、震度 6 以上の揺れが発生した場合は指定避難場所に避難し、解除もしくは安全確認が出来るまで、原則として引き渡しは行わない。
- 大津波警報発令や・土砂災害等の情報が出された場合は、安全確認もしくは解除されるまで、引き渡しは行わない。
- 震度 5 弱以上の地震の場合、被害状況のみて学校もしくは避難場所の集荷場に待機させる。待機させた場合には、原則としてあらかじめ引き取りに来るまで学校で保護することを伝えておく。

引渡し手順

- 毎年度はじめに「災害発生時保護者生徒対応カード」に記入してもらう（各担任）
- 第 2 以降の学年については、新学年を記入し、その他は更新情報がある場合のみ二重線で消し、その上に新しい情報を記入する（各担任）
- 災害発生時保護者児童対応カードの管理（養諭）
- 避難場所で待機し、警報解除後、保護者に連絡（各担任）
- 引き取りに来た保護者等の照合（各担任）
- 引き取り者に署名をしてもらう（各担任）
- 連絡先を確認（各担任）
- 災害対策本部に報告（管理職）
- 残った児童の保護および心のケア（特別支援コーディネーターおよび担任）
- 連絡の取れない保護者の捜索・情報収集（管理職）

本部長 校長

①校長 ②教頭 ③生徒指導主任 ④教務主任 ⑤保健主事

— **保護班救護**

各授業者 (昼休み：担任、放課後：担任)

- 揺れがおさまった直後に負傷の程度をできるかぎりの確に確認する
- 救護の必要な生徒、職員の情報本部に知らせる
- 指定された避難経路や別の経路を使って避難させる
- 教職員を2人1組からなるチームに分け、それぞれ特定の区域の負傷者の救出、救命にあたる。(本部の指示がない場合)
- 負傷者複数の場合は児童の協力を依頼し、毛布で応急の担架を作り3人1組で負傷者を避難場所まで運ぶよう指示する
- 各教室、特別教室、作業室、トイレ等のチェックをする
- 避難場所に着いたらけが人の応急手当を行う
- 医療の援助が必要かを判断する
- 負傷や応急手当の記録をとる

— **搬出**

職員室残留職員

- 非常持ち出し文書の搬出

— **点検**

校長、教頭

- 授業中に地震が発生した場合、授業者が生徒を誘導し、避難場所で点呼をとる
- グラウンド・体育館・図書・技術棟は校長、本館1階と2階は教頭が点検し、トランシーバーで連絡を取り合う

休憩時間に地震発生の場合の誘導・点検

校庭：校長 体育館：増山 技術棟：依岡・安岡 本館1階：教頭 2階：森・岡

放課後に地震発生の場合の誘導・点検

校庭：校長 体育館：増山
1階：教頭 2階：森・岡 技術棟：依岡・安岡

放課後子ども教室の実施日(月・火・木・金)以外、技術棟は施錠が原則

※ 土・日曜日の校内での活動もこれに準じる